

# 「知っておきたい こども園・幼稚園・保育園 のあれこれ」



幼稚園は何歳  
から入れるの？

保育園では  
どんなことを  
するの？

認定こども園  
って何だろう？

今からできる  
入園準備は？



# 本日の内容・流れ

- 1 こども園・幼稚園・保育園の違い
- 2 幼児教育・保育の無償化について
- 3 入園に向けて今から準備できること
- 4 園の紹介・園での生活の様子
- 5 早寝・早起き・朝ごはんについて



# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ① 新制度

### 子ども・子育て支援新制度とは？

待機児童の解消や、地域の子育て支援の拡充を目的とし、平成27年4月から始まった制度です。

認定こども園や小規模保育事業所など、教育・保育を受けられる場の選択肢が広がりました。

市内の教育・保育施設は、全て新制度へ移行しています。

### 認定区分とは？

新制度では、年齢及び保育の必要性に応じ、1～3号の「支給認定」を受けていただきます。

認定区分	1号	2号	3号
年齢	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児
保育の必要性	不要	必要	必要

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ① 新制度

---

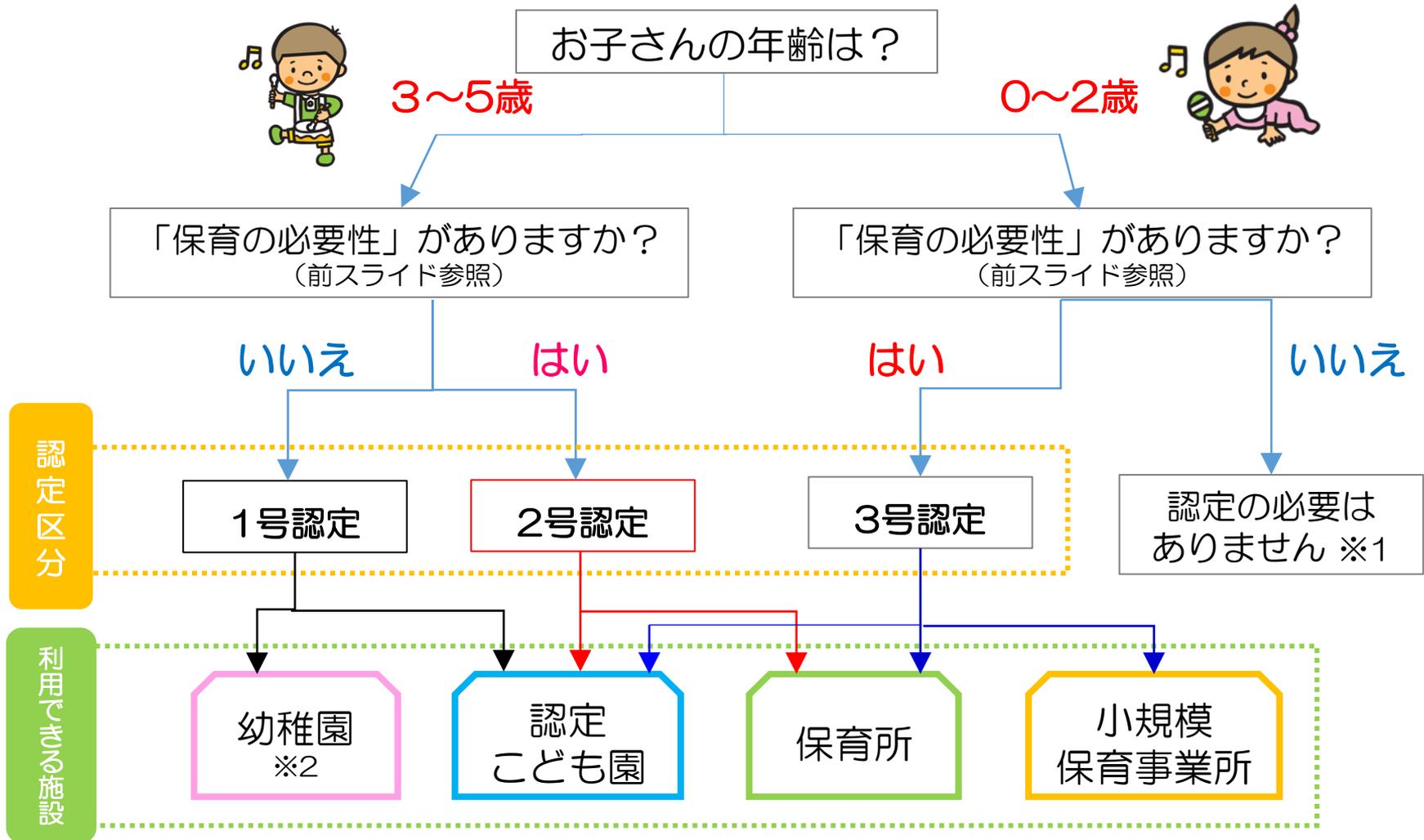
### 保育の必要性とは？

保護者が次のいずれかに該当することが条件です。

- 1か月64時間以上の就労（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
- 妊娠、出産（産前8週の月初日から産後8週の月末日）
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院中などの親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む。原則2か月以内）
- 1か月64時間以上の就学  
（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待や配偶者などからの暴力（DV）のおそれがある
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ① 新制度



※1 必要に応じて、一時預かりなどの子育て支援サービスを利用できます。

※2 共働きの家庭でも、教育を希望する場合は、1号認定を受け、幼稚園を利用できます。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ① 新制度

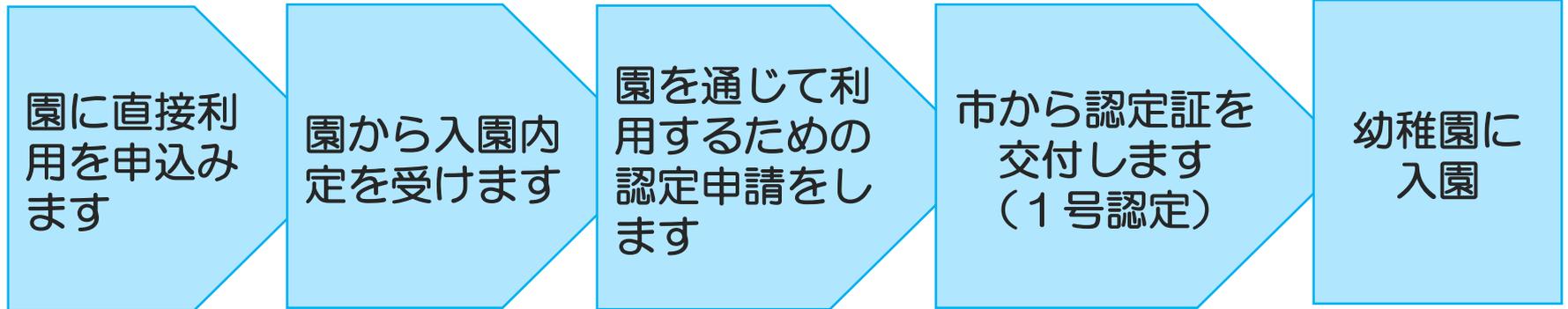
	幼稚園	保育園	小規模保育事業所	認定こども園
年齢	3～5歳児	0～5歳児	0～2歳児	0～5歳児
認定区分	1号	2・3号	3号	1・2・3号
利用時間	4時間	11時間（標準） 8時間（短時間）	11時間（標準） 8時間（短時間）	4～11時間 （認定区分による）
閉園日	土日、祝祭日、長期休暇（春夏冬）	日曜、祝祭日、年末年始	日曜、祝祭日、年末年始	日曜、祝祭日、年末年始 ※1号認定は幼稚園と同じ
保育料など	認定区分・保護者の課税状況に応じて異なる			
給食	あり（牛乳のみ）	あり	あり	あり
入園の申込先	希望する園に直接 【例年10月頃】	市子ども課 【例年11月頃】	市子ども課 【例年11月頃】	1号は園、2・3号は市子ども課
特徴	施設での教育と家庭での子育てをバランスよく行える。保護者の就労などの要件がない。	保護者の就労などで長時間の保育が必要な場合、生活にあった保育が受けられる。	少人数保育で職員配置が手厚いため、アットホームな保育を提供している。	保護者の離職などで就労状況が変わっても、継続利用できる。 ※1・2号認定の場合

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ② 利用手続き

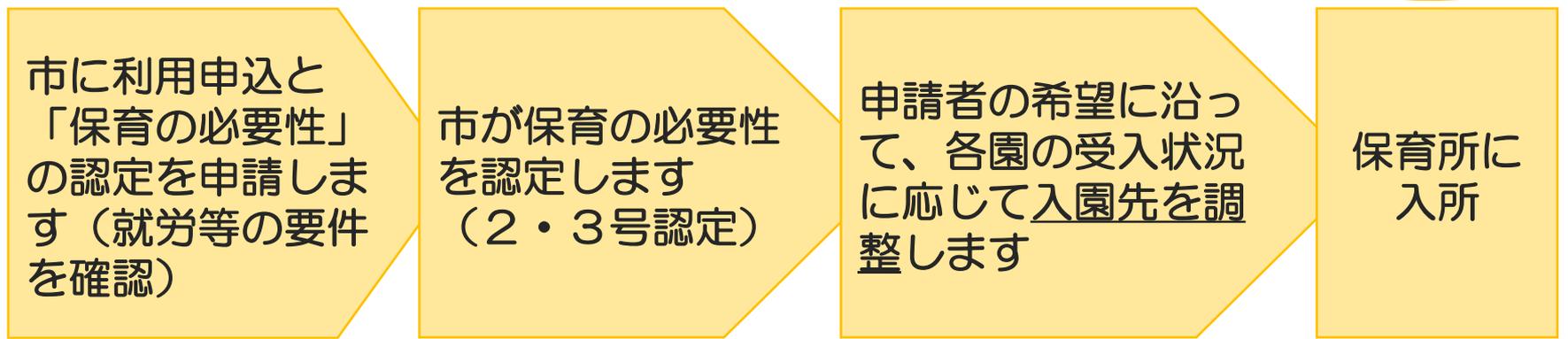
### ◆ 教育を希望する場合（1号認定）

10月募集



### ◆ 保育を希望する場合（2・3号認定）

11月募集

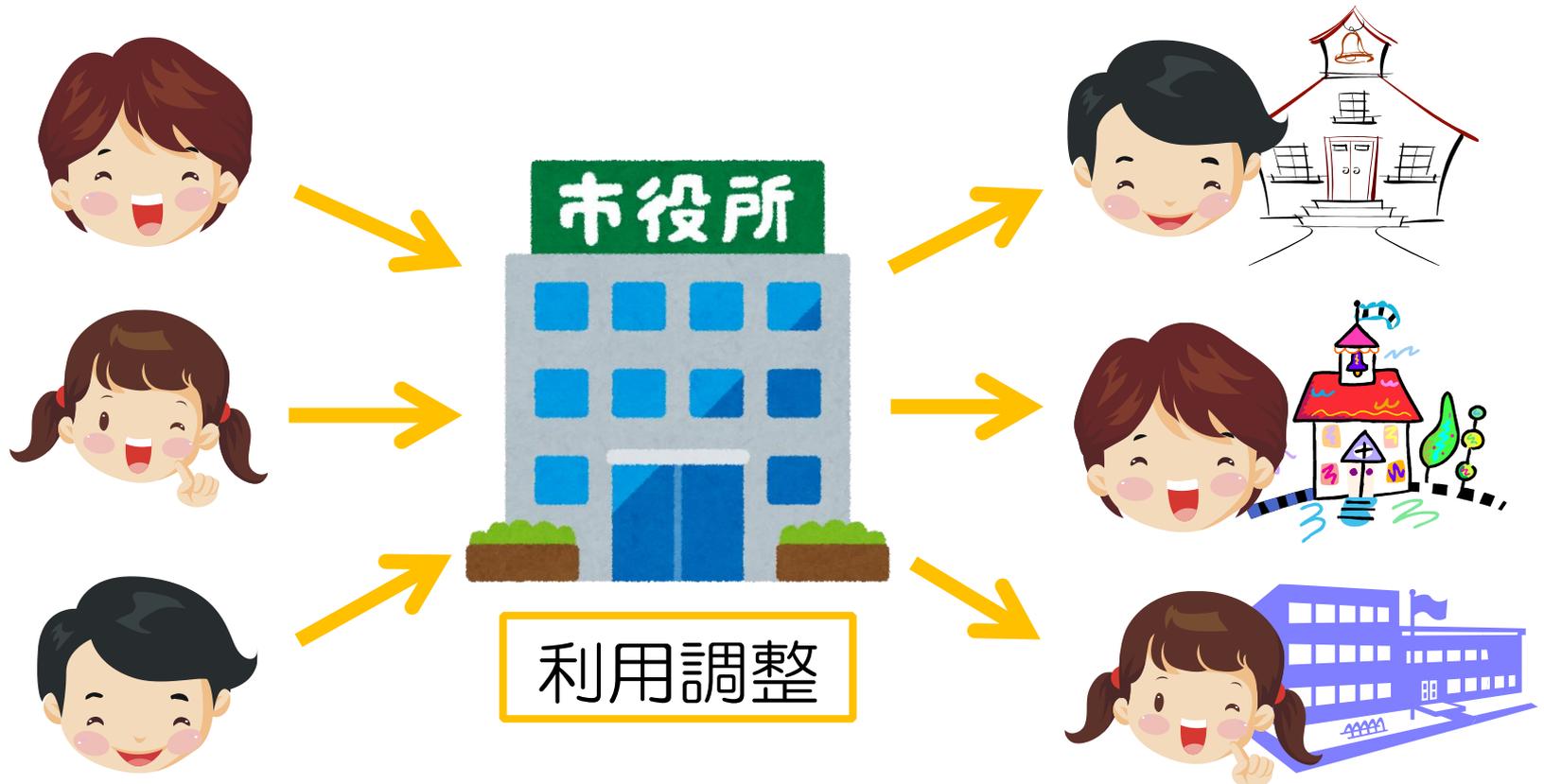


※ 幼稚園・認定こども園教育部分の利用を希望する場合は1号認定の説明、保育所・認定こども園保育部分・小規模保育事業所の利用を希望する場合は2・3号の説明をご覧ください。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ② 利用手続き

2・3号認定の場合、市が保育の必要性（就労時間、日数等）に応じて優先順位を判定し、利用できる園を調整します。



※ 幼稚園・認定こども園教育部分（1号）の場合は、市での調整は行いません。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ③ 保育料

保育料は、保護者の市民税課税額から算定します。

教育・保育にかかる経費のイメージ



- 市が定める保育料のほか、園独自で実費徴収（給食費、教材費など）が発生する場合があります。
- 国の施策により、3歳児以上の保育料は無償です。





# 1 こども園・幼稚園・保育園の違い

## ④ 待機児童

### 釜石市の待機児童数の推移



平成27年度  
待機児童数ピーク  
55人

平成30年度  
9月から待機児童  
発生

「待機児童」とは、2・3号認定で保育所等への入所を希望しているが、受入枠がないため入所できずにいる児童のことです。1号認定は定員割れしています。

震災以降、待機児童は徐々に増え続けていましたが、施設の増加などにより、令和2年度以降は0人となっています。

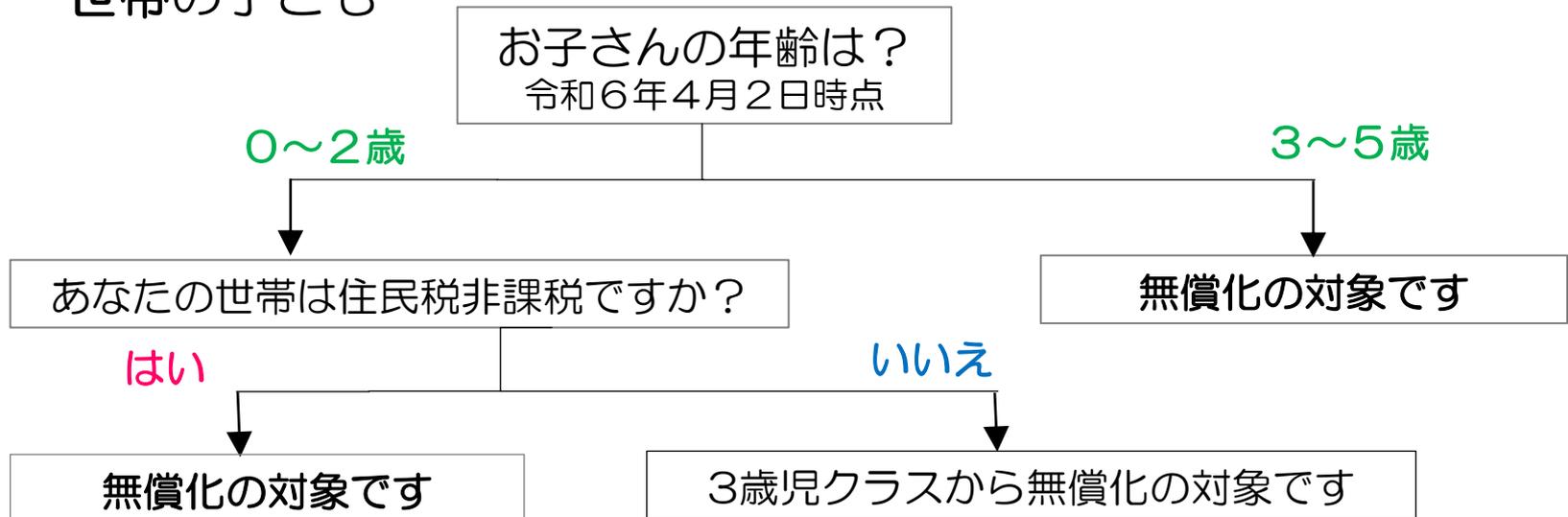
令和5年8月1日現在、隠れ待機児童は2人です。

## 2 幼児教育・保育の無償化について

### 令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が開始しました

#### ◆ 対象児童

- (1) 3歳児から5歳児（小学校就学前）の子ども
- (2) 0歳児から2歳児までのうち、保育の必要性がある住民税非課税世帯の子ども



釜石市独自の施策として、令和5年4月1日から、世帯で監護する  
第2子以降のお子さんの保育料を無償化しています！

## 2 幼児教育・保育の無償化について

### ◆ 対象施設・サービス

#### (1) 幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所など

- 通常の保育時間の保育料が無償化の対象です。
- 教材費、行事費、延長保育料などは保護者にご負担いただきます。
- 副食費（おかず、おやつなど）は、一部または全部を国・市が負担します。
- 保育の必要性がある1号認定子どもは、預かり保育料も無償化対象です。  
※ 日額450円の上限あり。申請が必要です。



#### (2) 一時預かり保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設

- (1)の園に入園していない方で、保育の必要性がある場合、無償化の対象です。  
※ 月額37,000円（3歳以上児の場合）の上限あり。申請が必要です。

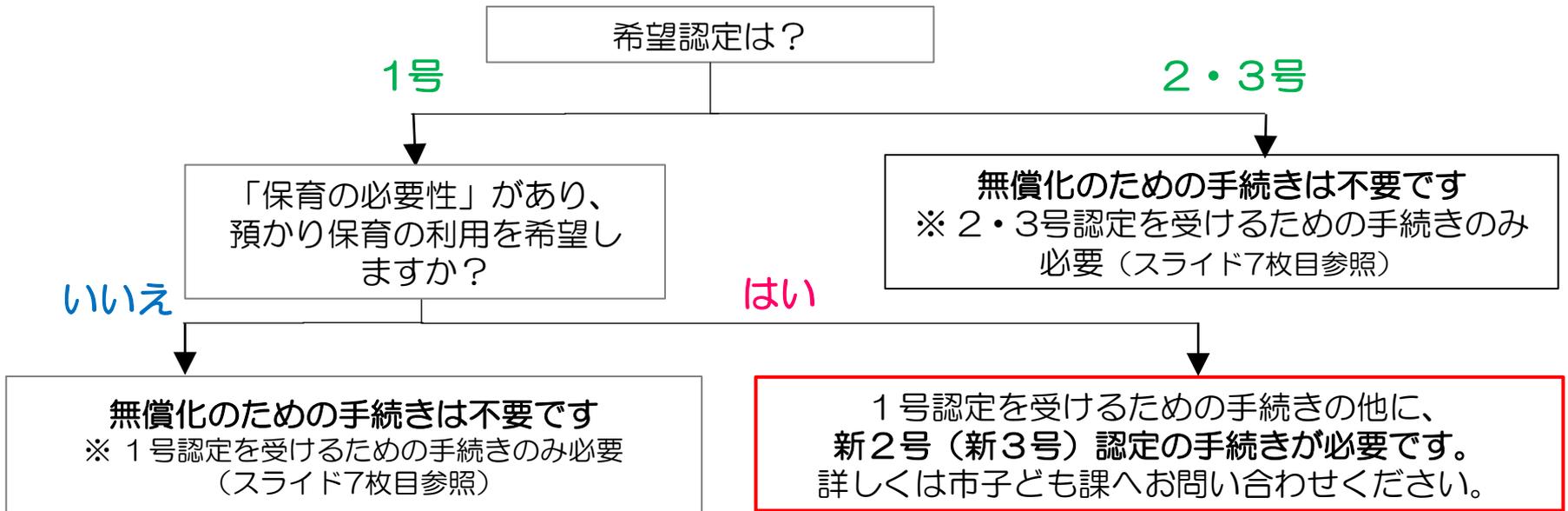
#### (3) 児童発達支援

入園の有無にかかわらず、すすく親子教室、児童デイサービスさんこま等の3～5歳児の利用料は全て無償化の対象です。

## 2 幼児教育・保育の無償化について

### ◆ 無償化の手続き方法

#### (1) 幼稚園・保育園などへの入園を希望する場合



#### (2) (1)の園に入園せず、一時預かり、病後児保育、認可外保育施設などのサービスを利用

手続きが必要です。詳しくは市子ども課へお問い合わせください。

#### (3) 児童発達支援のサービスを利用

手続きは不要です。

### 3 入園に向けて今から準備できること

- ① 0歳児からの入園は、ミルクや哺乳瓶に慣れておきましょう
- ② 持ち物に名前を書いておきましょう
- ③ 可能な範囲で予防接種を受けましょう
- ④ 様々な食材を食べてみましょう  
(アレルギーがないか確認しましょう)



